

今治市ゼロカーボンシティ推進事業(家庭用太陽光発電設備)費補助金募集要領

【目的】 エネルギー価格高騰により家計の負担が増大し続けている中、影響緩和と脱炭素化に向けた取組を後押しするため、住宅等に太陽光発電設備等を設置する市民に対し、その導入経費の一部を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び地域全体のカーボンニュートラルの推進を図る。

【申請受付期間】 令和7年10月1日(水)～令和8年1月30日(金)午後5時15分まで(必着)

※期間中、申請に必要な書類が備わったものを受け付けます。

※予算を超えた場合は、期間内であっても交付申請の受付を終了します。

【対象者】 次の(1)から(4)のいずれにも該当する個人

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住する既存の市内の住宅、又は自ら居住するために新築又は購入する市内の住宅又はその敷地内に自家消費型の太陽光発電設備を導入する方
- (2) 交付決定日(市が交付決定通知を出した日)以降に太陽光発電設備の補助事業に着手(契約)し、令和8年2月27日(金)までに実績報告書を提出できる方
- (3) 住宅に居住する世帯員全員が市税を滞納していない方
- (4) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)に規定する暴力団又は暴力団と関係がある者のいずれにも該当しない方

【補助対象】

(1) 補助対象設備

太陽光発電設備(自家消費型)

※住宅の屋根置きができない場合、ソーラーカーポートも可能

(2) 補助対象者

一戸建て住宅又はその敷地内に設置する個人の方

【対象事業】 地域全体の課題である CN(カーボンニュートラル)、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進にかかる家庭用太陽光発電設備(自家消費型)の導入支援

補助金の額(1世帯あたり)

補助対象事業	補助率及び補助上限
自家消費型の太陽光発電設備 ・合計出力10kW未満のもの ・中古設備でないこと ・既存設備の置換でないこと ・FIT、FIP制度の認定を受けないこと	補助対象経費(税抜)の1/2以内 ただし、設置容量1kWあたり上限29万円(税抜)とする 補助金上限 50万円

備考

- (1) 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。
- (2) 算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- (3) 国、県及び市町村等が実施する補助事業の対象となっている事業にかかる経費は、本補助金の補助対象費に含まないものとする。

【交付申請】

- (1) 申請方法 今治市ゼロカーボンシティ推進事業(家庭用太陽光発電設備)費補助金交付申請書(第1号様式)に、添付書類を添えて、市役所窓口へ直接提出するか、郵送により提出してください(インターネット等による申請は不可)。

(2) 提出書類

- ☐ 今治市ゼロカーボンシティ推進事業(家庭用太陽光発電設備)費補助金交付申請書(第1号様式)
- ☐ 誓約書
- ☐ 住民票(申請者のもの)(3か月以内発行(コピー不可))
- ☐ 補助対象設備及びその内訳が記載された見積書等の写し
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅の位置図
- ☐ 太陽電池モジュール、パワーコンディショナーの設置個所を示すカラー写真
- ☐ 補助対象設備のメーカー名、型式、出力等が確認できる書類(カタログ等のコピー可)
- ☐ 承諾書(自己の所有でない建物等に導入する場合)

【交付決定】

上記交付申請書類に不備がなく、内容が適切な場合、概ね2週間程度に交付決定を行いますので、交付決定を受けてから、工事着手してください。

【変更(中止)する場合の変更承認申請】

(1) 交付決定後、補助事業内容を変更する場合

変更部分の工事着手前に、今治市ゼロカーボンシティ推進事業(家庭用太陽光発電設備)費補助金変更承認申請書(第2号様式)を、市役所窓口へ直接提出してください。

承認申請書類に不備がなく、内容が適切な場合、変更を承認します。ただし、予算上限に達している場合、補助金額の増額は認められません。

(2) 交付決定後、補助事業を中止する場合

今治市ゼロカーボンシティ推進事業(家庭用太陽光発電設備)費補助金中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を市役所窓口へ直接提出してください。

【実績報告】

(1) 実績報告方法

今治市ゼロカーボンシティ推進事業(家庭用太陽光発電設備)費補助金実績報告書(第4号様式)に下記の書類を添えて、市役所窓口へ直接又は郵送で提出してください。

(2) 提出書類

- ① 今治市ゼロカーボンシティ推進事業(家庭用太陽光発電設備)費補助金実績報告書(第4号様式)

②添付書類

☐ 工事完了証明書

☐ 太陽光発電設備の保証書の写し

☐ (余剰電力を売電する場合)売電契約書の写し

☐ 太陽電池モジュールが設置された建物全体の設置前及び設置後のカラー写真

☐ パワーコンディショナーの設置状況や銘板が確認できるカラー写真

☐ 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し

☐ 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収明細書の写し又はこれに代わる写し

※領収書の宛名は交付申請者と同一であること。

※領収明細書は補助対象設備の明細(各設備のメーカー名、型式、金額、工事費等)が明記されていること。

※領収書明細書に代わる写しの例:請求書または見積書のコピーなど

ローン・クレジット払いの場合:次の書類を提出してください(ローン払いの場合は④、⑤は不要です。)

③太陽光発電設備の所有権が交付申請者に移転していることが分かる資料(例:ローン契約の約款等)の写し

④クレジットカード利用明細書の写し

⑤通帳の写し(申請者氏名と口座番号が分かる箇所、口座引き落とし箇所) ※クレジット払いの場合、実績報告時まで、全額支払(全額口座引き落とし)が完了している必要があります。

(3)実績報告書の提出期限

補助事業完了の日から起算して30日以内もしくは、令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに提出してください。なお、添付書類の発行遅延や工期遅延など、やむをえない事情により提出書類が揃わず実績報告が遅れる見込みの場合は、お早めにご相談ください。

※補助事業完了の日とは、「工事完了日」又は「契約額の支払完了日」のいずれか遅い日です。

(4)補助金額の確定及び請求

①補助金額の確定 実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、確定通知書をお送りします。

②補助金の請求 確定通知を受けた日から30日以内又は令和8年3月6日(金)までのいずれか早い日までに、今治市ゼロカーボンシティ推進事業(家庭用太陽光発電設備)費補助金交付請求書(第5号様式)を提出してください。

(5)補助金の交付

請求書の内容を審査後、補助金を交付します。

【重要事項(補助事業者が交付決定後に遵守すべき事項)】

採択となった者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行わなければなりません。なお、採択となっても、交付決定後で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます。

その他、以下の条件等を遵守してください。

(1)申請内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容について軽微な変更をしようとする場合、または補助事業を中止(一時中断)、廃止(実施取りやめ)や他に承継させようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。なお、申請の内容に大きな影響を及ぼす取組みの変更は認められません。

(2)補助金の交付

補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書を提出しなければなりません。実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の支払いとなります。(概算払いはありません。)

事務局等の実績報告書の確認時、要件を満たしていないことが判明した場合、交付される補助金額が少なくなる場合や、補助金を受け取ることができなくなる場合があります。

完了検査において、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に関する金額は補助対象となりません。

(3)取得財産の処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円(税抜)以上の設備等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間を経過するまで、あらかじめ「今治市ゼロカーボンシティ推進事業(家庭用太陽光発電設備)費補助金財産処分申請書」による申請により市長の承認を受けなければ、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはなりません。

また、市長の承認を受けた財産の処分により収入を得たときは、交付した補助金の範囲内で、その収入の全部又は一部を納付していただく場合があります。

(4)補助対象事業の経理

本事業に関する経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。ただし、財産のうち法定耐用年数を経過しないものに係る関係書類については、法定耐用年数を経過するまで保管してください。

(5)電力使用状況等データの共有

家庭用太陽光発電設備の容量、仕様等データを本市を含む今治市脱炭素先行地域づくり事業の共同提案者で共有します。

(6)余剰電力の売電について

将来、今治市が電力の地産地消事業を開始したときは、余剰電力の売電先を本市が指定する事業者に変更すること

(7)その他留意事項

- ①補助事業実施期間中、補助事業の進捗確認として、今治市から現地調査などを実施する場合があります。
- ②補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ③補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還(加算金付き)等の処分を受ける可能性があります。
- ④本補助金の交付を受けた者は、本施策の PR・脱炭素アンケート等について本市から協力要請があった場合、可能な限り情報提供などのご協力をお願いします。
- ⑤本募集要項に記載されていない、要件等の細部については、本市からの指示に従うものとします。

⑥見積書は、一式いくらなどとひとまとめに記載せず、内訳や明細など、できるだけ各設備代や工事費などを分けて記載してください。

【申請・問合せ先】

〒794－8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所環境政策課

電話：0898-36-1535 FAX：0898-24-7530

E-mail kankyou@imabari-city.jp

補助金交付までの流れ

